

新型コロナウイルス感染症に係る対応について (補助金・給付金・助成金等)

税理士法人渡邊芳樹事務所
株式会社キャピタル・ストラテジー・コンサルティング

2020年6月3日

目次

- I サプライチェーン補助金
- II 経営資源引継ぎ補助金
- III IT導入補助金2020特別枠(C類型)
- IV 持続化給付金
- V 特別家賃支援給付金
- VI 雇用調整助成金
- VII 感染拡大防止協力金 東京都 第二弾
- VIII 参考URL



I サプライチェーン補助金

I サプライチェーン補助金

概要


ポイント①
**建物も補助対象
 になります**

建物 

設備 

システム 

ポイント②
補助率
 事業負担を軽減しサプライ
 チェーン再構築を支援



ポイント③
**補助上限額
 150億円**
 大規模投資が可能
 となります



補助対象施設	工場	<ul style="list-style-type: none"> 製造業又は情報通信業の用に供される施設(設備機械装置の購入を伴わない案件は補助対象外)
	物流施設	<ul style="list-style-type: none"> 「一時的な需要増によって需給がひっ迫するおそれのある製品・部素材のうち、国民が健康な生活を営む上で重要なもの」のための倉庫又は配送センター

補助対象	<ul style="list-style-type: none"> 建物・設備の導入等
補助対象者と補助率	<ul style="list-style-type: none"> 大企業 1/2以内 中小企業等 2/3以内 中小企業等グループ 3/4以内 <small>※要件Bの補助率は「大企業」2/3以内 「中小企業」3/4以内</small>
補助上限	<ul style="list-style-type: none"> 150億円
事業期間	<ul style="list-style-type: none"> 原則3年間 大規模投資案件は4年間

サプライチェーン対策のための国内投資促進事業費補助金 公募申請書作成の際のQ&A

https://epc.or.jp/wp-content/uploads/2020/05/supplychain_QA.pdf

- 令和2年4月7日より前に対外発表した事業でないこと
- 予算総額は2,200億円(令和2年度補正予算)

出典:一般社団法人環境パートナーシップ会議「概要説明資料」より一部抜粋

I サプライチェーン補助金

補助対象事業ごとの要件 1/2

■ 対象事業

【要件A】生産拠点の集中度が高い製品・部素材の供給途絶リスク解消のための生産拠点整備事業であって、次のいずれかに該当するもの。

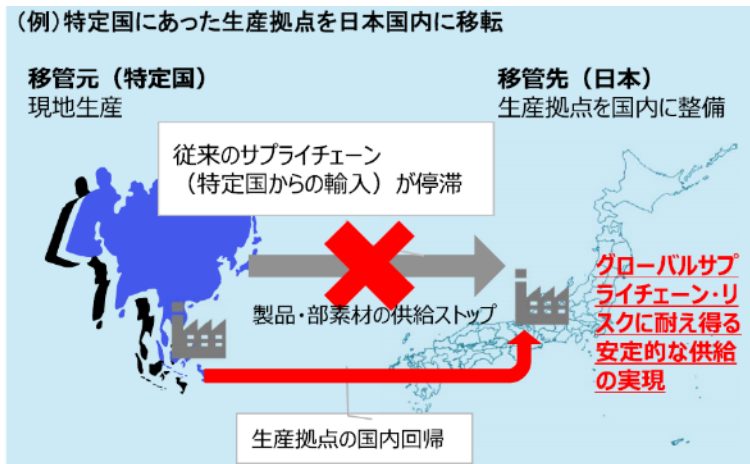
- ①生産拠点の集中度が高い製品・部素材の国内での生産拠点整備事業
- ②生産拠点の集中度が高い製品・部素材を極力使用しない技術を活用した生産を行う生産拠点整備事業

【要件B】一時的な需要増によって需給がひっ迫するおそれのある製品・部素材のうち、国民が健康な生活を営む上で重要なものの生産拠点等の整備事業※

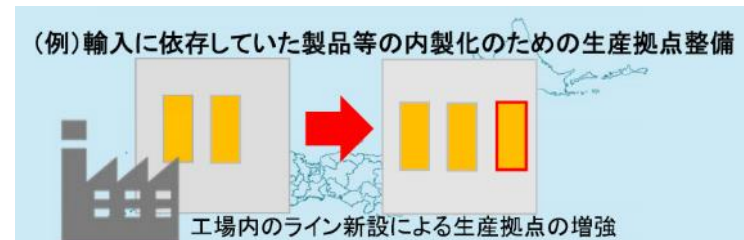
- 製品、部材品の限定無し
- 集中度は製品、部材品毎に異なるため一律の基準なし

マスク、消毒液、防護服などが対象

【要件A】の事業イメージ



【要件B】の事業イメージ



出典：関東経済産業局「サプライチェーン対策のための国内投資促進事業費補助金のチラシ」を一部抜粋

出典：関東経済産業局「令和2年度補正予算の事業概要（PR資料）」を一部抜粋

I サプライチェーン補助金

補助対象事業ごとの要件 2/2

【要件C】①～③の全てを満たす事業

- ①複数の中小企業等のグループによる共同事業
- ②要件Aに該当する事業
- ③グループ化メリットを有する事業

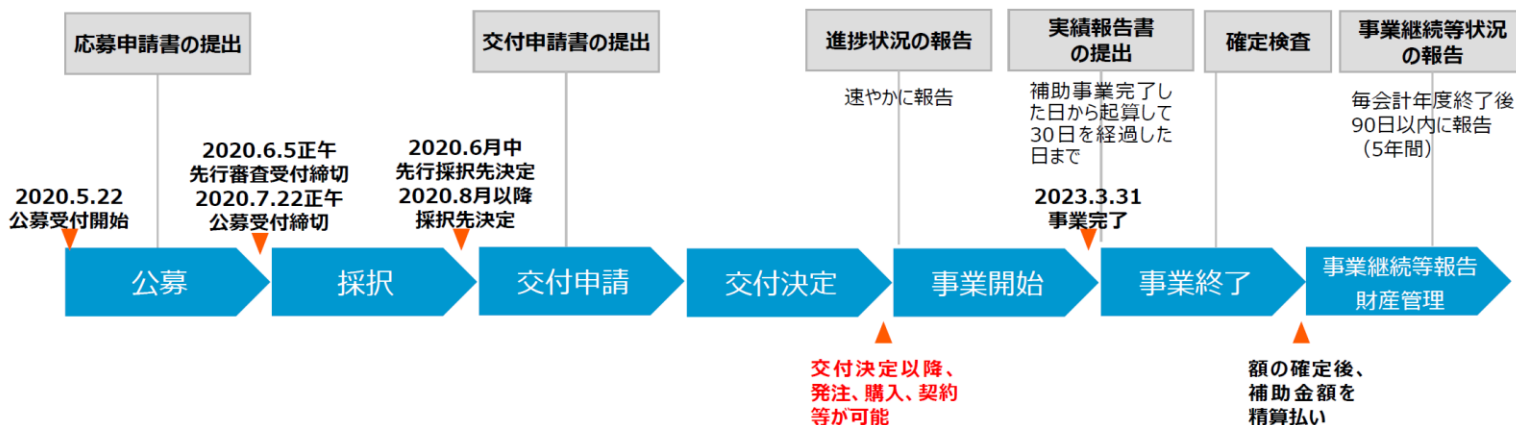
前頁を参照

(注) 2社以上の中小企業等が共同で実施すること。大企業及び以下の項目に該当する中小企業も共同で実施できるが補助対象事業Cの補助対象者にはならない。

- ・発行済株式の総数又は出資金額の2分の1以上が、同一の中小企業以外の企業（以下「大企業」という。）（特定ベンチャーキャピタル、中小企業投資育成株式会社、投資事業有限責任組合を除く。）の所有に属している法人（以下「みなし大企業」という。）
- ・発行済株式の総数又は出資金額の2分の1以上が、同一のみなし大企業（特定ベンチャーキャピタル、中小企業投資育成株式会社、投資事業有限責任組合を除く。）の所有に属している法人
- ・発行済株式の総数又は出資金額の3分の2以上が、複数の大企業（みなし大企業を含む。特定ベンチャーキャピタル、中小企業投資育成株式会社、投資事業有限責任組合を除く。）の所有に属している法人
- ・役員の総数の2分の1以上を大企業（みなし大企業を含む。特定ベンチャーキャピタル、中小企業投資育成株式会社、投資事業有限責任組合を除く。）の役員又は職員が兼ねている法人

出典：関東経済産業局「サプライチェーン対策のための国内投資促進事業費補助金のチラシ」を抜粋
出典：一般社団法人環境パートナーシップ会議「公募要領」より一部抜粋

I サプライチェーン補助金 スケジュール



・先行審査

早期に実施したい方のために、6月5日（金）正午まで【必着】に応募申請書をご提出いただいた方については、先行審査の対象とします。

・再応募

先行審査において不採択となった申請について、同一の事業内容にて再応募された場合は、審査の対象外として不採択となりますので、ご留意ください。

・審査結果の通知

決定後、事務局から速やかに郵送で通知します。

・交付決定額

応募時に補助対象として申請していた経費について、交付申請書案の確認及びその内容の精査の結果、補助対象外と判断され、採択金額通りの交付決定額とはならない場合があります。

・交付決定前の発生経費

今回の申請にかかる経費は、交付決定日以降に発注等が行われた補助事業に係る経費が対象となるため、交付決定日以前に発生した経費は、原則として対象となりません。

・契約等は一般の競争に付すこと

請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付すこと。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不相当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができます。

・事業完了期限

交付決定後は補助事業に係る建物・設備等の取得に係る発注等、速やかに事業に着手し、**2022年度末までに、事業完了（建物・設備の取得が完了し、経費が全て支払われた時点をいう）**して下さい。ただし、大規模な投資案件であって、2022年度末に事業を完了することができないことが明らかである場合には、事業完了期限を2023年度末までとする申請も認める場合があります。

・財産の管理

補助事業者は、補助事業により取得した財産又は効用の増加した財産については、補助事業の終了後も善良なる管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って効果的運用を図らなければなりません。なお、当該取得財産等については、「取得財産管理台帳」を備えて、別に定める財産処分制限期間中、的確に管理しなければなりません。

・事業継続等状況の報告

補助事業者は、補助事業の完了した日の属する補助事業者の会計年度の終了後5年間、補助事業者の毎会計年度終了後90日以内に補助事業に係る事業継続等の状況について報告しなければなりません。

・ 令和2年7月22日（水）正午までに応募申請書類の提出が必要

出典：一般社団法人環境パートナーシップ会議「概要説明資料」より一部抜粋




Ⅱ 経営資源引継ぎ補助金

II 経営資源引継ぎ補助金

1. 経営資源引継ぎ補助金

第三者承継時に負担となる、士業専門家の活用に係る費用（仲介手数料・デューデリジェンス費用、企業概要書作成費用等）および、経営資源の一部を引き継ぐ際の譲渡側の廃業費用を補助します。

枠組	補助対象	補助率	補助上限額
 <p>既存事業の 廃業費用</p> <p>株式・事業</p> <p>専門家報酬</p> <p>※売り手のみ・買い手のみが申請し、補助を受けることも可能です。</p>	<買い手> 専門家への報酬 （仲介手数料等）	2/3	200万円
	<売り手> 専門家への報酬 + 既存事業の廃業費用		650万円

※現行の事業承継補助金についても、4月10日～公募を開始します。（5月29日まで）

スケジュールイメージ

申請公募期間
令和2年6月～9月？

国の審査期間
1ヶ月程度？

補助対象経費の支出期間
令和2年12月～令和3年1月？

- 類似制度の事業承継補助金では補助対象外であった、仲介手数料が補助対象に
- 制度詳細が公表されておらず、現時点ではスケジュール含め未公表な点が多い

出典：経済産業省「令和2年度補正予算の事業概要（PR資料）」より一部抜粋



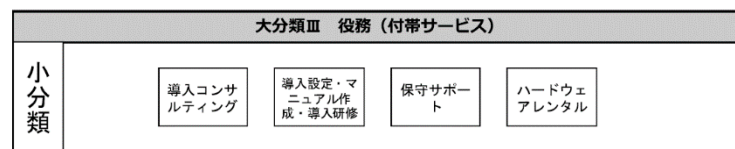
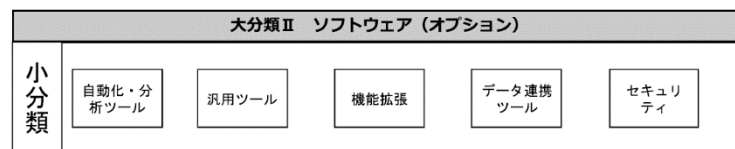
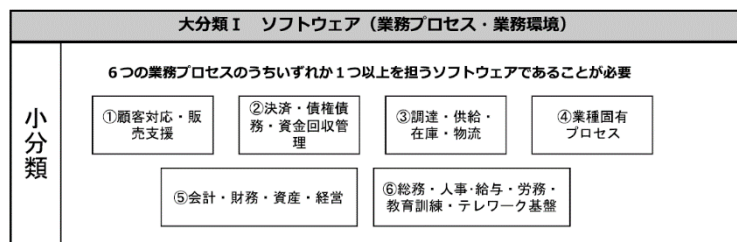
Ⅲ IT導入補助金2020特別枠（C類型）

Ⅲ IT導入補助金2020特別枠(C類型)

通常枠のA類型・B類型との相違点

令和元年度補正 IT 導入補助金 (A 類型・B 類型) との相違点について

類型	補助金申請額	補助率	プロセス数	甲乙丙ツール要件	賃上げ目標 ※2-2-1(2)申 請要件(タ)	補助対象	補助対象経費の考え方
A類型	30万～ 150万未満	1/2	1		加点項目	ソフトウェア購入費用及び導入するソフトウェアに関連するオプション・役務の費用	「交付決定日以降」にITツールの契約・納品・支払いが行われるもの
B類型	150万～ 450万	1/2	4		必須要件	ソフトウェア購入費用及び導入するソフトウェアに関連するオプション・役務の費用	「交付決定日以降」にITツールの契約・納品・支払いが行われるもの
C類型-1	30万～ 150万未満	2/3	1	甲ツールのみを導入	加点項目	ソフトウェア購入費用及び導入するソフトウェアの利用に必要不可欠なハードウェアのレンタル費用と関連するオプション・役務の費用	「交付決定日以降」にITツールの契約・納品・支払いが行われるもの、あるいは、「2020年4月7日以降」にITツールの契約・納品・支払いが行われ、交付申請までに当該ITツールとそれを提供するIT導入支援事業者が事務局に登録されたもの
	必須要件						
C類型-2	30万～ 300万未満	3/4		乙or丙どちらか一つ以上を導入	加点項目		
	300万～ 450万				必須要件		



https://www.it-hojo.jp/r01/doc/pdf/R1_application_guidelines_second_tokubetsuwaku.pdf

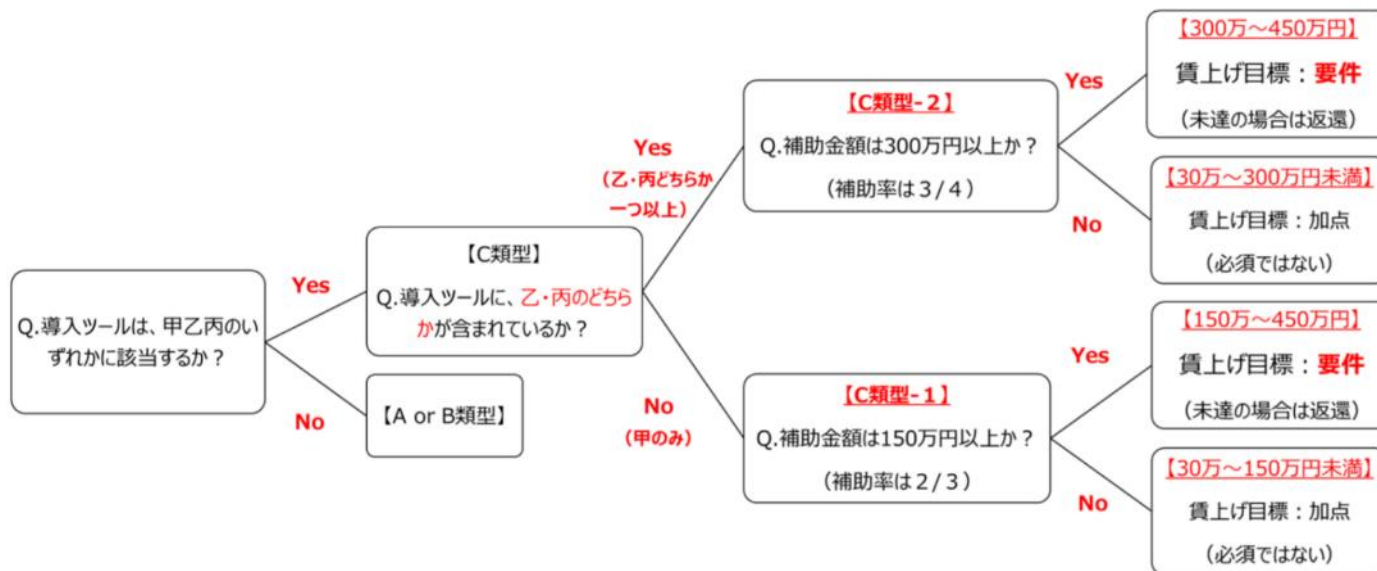
- ・ 公募要領に定義される中小企業等(上記リンク先p.6参照)のみが対象、最大450万円を補助
- ・ 特別枠(C類型)ではハードウェアのレンタル費用も対象

出典：一般社団法人サービスデザイン推進協議会「IT導入補助金2020【特別枠】公募要領」より一部抜粋

Ⅲ IT導入補助金2020特別枠(C類型)

通常枠と特別枠の判定

3つの 補助対象 事業	甲	・ サプライチェーンの毀損への対応(顧客への製品供給の継続)
	乙	・ 非対面型ビジネスモデルへの転換(非対面・遠隔でのサービスが提供可能な ビジネスモデルへの転換)
	丙	・ テレワーク環境の整備(従業員がテレワークで業務を行う環境の整備)



- 補助対象経費の1/6以上が「甲」「乙」「丙」のいずれかの要件に合致することが必要
- 申請額が一定額以上の場合は賃上げ目標が必須

出典：一般社団法人サービスデザイン推進協議会「IT導入補助金2020【特別枠】公募要領」より一部抜粋

Ⅲ IT導入補助金2020特別枠(C類型)

スケジュール

IT 導入補助金 2020 特別枠公募のスケジュールは以下の通り。

交付申請・事業実施期間（予定）	
交付申請期間	令和2年5月11日～令和2年12月下旬まで
事業実施期間	交付決定後～6ヶ月間程度 ※詳細日時は別途指定

本事業の公募は、令和2年5月29日17:00、6月12日17:00、6月26日17:00、7月10日17:00に締切りを設け、それまでに受け付けた申請を審査し交付決定を行う予定。スケジュールについては本事業のホームページにて公開する。

※制度内容・スケジュール等は変更する場合がある。

申請回数

各締切り回で公表される採択結果にて不採択となった場合や、交付決定後に申請の取下げを行った場合でも、次回以降の締切りまでに交付申請は可能。なお、一度提出した交付申請は交付申請の結果が公表されるまで取下げはできないため注意して提出すること。

※申請した内容の差替えや変更、訂正等は不可。内容に相違や不足等がないか提出前に十分に確認を行い、事務局へ申請すること。

※交付決定を受けた事業者は、交付決定日から12ヶ月以内に同一事業（令和元年度補正サービス等生産性向上IT導入支援事業・令和2年度補正サービス等生産性向上IT導入支援事業）での申請は行えない。

- 交付申請期間中に4回の公募が実施される予定
- 各締切り回で不採択になった場合でも、次回以降の交付申請は可能

出典：一般社団法人サービスデザイン推進協議会「IT導入補助金2020【特別枠】公募要領」より一部抜粋



IV 持続化給付金

IV 持続化給付金

制度の概要と給付金申請方法

持続化給付金とは？

感染症拡大により、特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業の継続を下支えし、再起の糧としていただくため、

事業全般に広く使える給付金を支給します。

給付額

中小法人等は**200万円**、個人事業者等は**100万円**

※ただし、昨年1年間の売上からの減少分を上限とします。

■売上減少分の計算方法

前年の総売上(事業収入) - (前年同月比▲50%月の売上 × 12ヶ月)

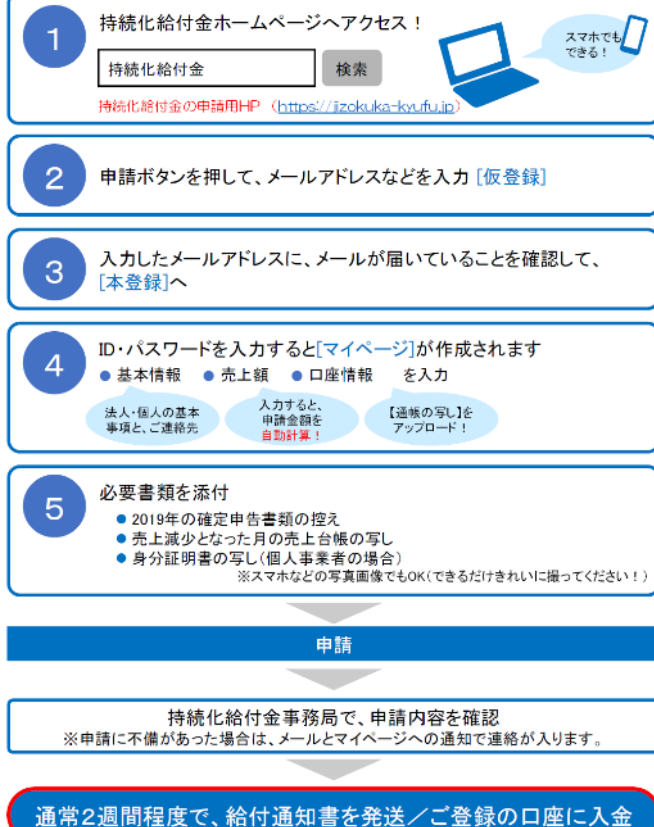
給付対象の主な要件 ※商工業に限らず、以下を満たす幅広い業種が対象です。

1. 新型コロナウイルス感染症の影響により、ひと月の売上が**前年同月比で50%以上減少**している事業者。
2. 2019年以前から事業による事業収入(売上)を得ており、今後も事業を継続する意思がある事業者。
→2020年3月末までに創業した事業者も対象に
3. 法人の場合は、
 - ①資本金の額又は出資の総額が10億円未満、又は、
 - ②上記の定めがない場合、常時使用する従業員の数が2000人以下である事業者。※2019年に創業した方や売上が一定期間に偏在している方などには特例があります。
※一度給付を受けた方は、再度給付申請することができません。
※詳細は、申請要領等をご確認ください。

NEW

持続化給付金の申請方法

持続化給付金の申請手順



- 法人最大200万円、個人事業者等最大100万円の給付金
- オンライン申請が可能

IV 持続化給付金

給付金のポイント

給付対象は？

ひと月の売上が前年同月比50%以上減少した事業者が給付対象です。本年3月までに創業した事業者については3月までの平均事業収入と比較して50%減少した事業者が給付対象です。

NEW

売上の基準月は？

判定する売上月は、令和2年1月～12月のいずれの月でも可です。

個人事業主とは？

確定申告で事業収入を計上していれば対象です。
収入を雑所得や給与所得としているフリーランスも対象です。

NEW

用途は？

使い道に制限なく事業全般に広く利用可能です。

何回でも受けられる？

受け取れるのは1回だけです。

給付までの期間は？

申請から2週間ほどで給付が基本です。

申請期間は？

令和2年5月1日(金)から令和3年1月15日(金)までが申請期間です。

IV 持続化給付金

給付額(売上減少分の計算方法)

✓ 満額給付の例

→ **3月決算法人**で、令和2年4月の売上が前年同月比50%以上減少した場合

2019年度	2019年										2020年		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
	50	30	40	50	40	30	40	50	50	50	30	40	年間 合計 500万円
2020年度	2020年										2021年		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
	20												

直前の事業年度（2019年度）の年間事業収入	500万円 ←
直前の事業年度（2019年度）の4月の月間事業収入	50万円
2020年4月の月間事業収入	20万円 (前年同月比で50%以上減少しているため給付対象)
算定式(A-B×12=S)	500万円-20万円×12=260万円>200万円(上限額)
給付額	200万円

IV 持続化給付金

給付額(売上減少分の計算方法)

✓ 満額給付とならない例

→ **12月決算法人**で、令和2年4月の売上が前年同月比50%以上減少した場合

2019年度	2019年											
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
	30	20	10	30	30	20	30	30	30	20	20	30
2020年度	2020年											
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
	40	20	20	13								

年間合計
300万円

直前の事業年度（2019年度）の年間事業収入	300万円
直前の事業年度（2019年度）の4月の月間事業収入	30万円
2020年4月の月間事業収入	13万円 (前年同月比で50%以上減少しているため給付対象)
算定式(A-B×12=S)	300万円-13万円×12=144万円<200万円(上限額)
NEW 給付額	144万円

以前は10万円未満切捨て(140万円)→144万円に変更
 ※1円未満は切捨て

IV 持続化給付金

給付対象の拡大

変更点①

⇒フリーランスで収入を雑所得や給与所得として申告し、事業を行っている者を対象化
給付上限:個人100万円

- ・所得区分の違いで対象外と見なされたフリーランスを救済するため
- ・売上が前年同月比で50%以上減少という要件はこれまでと変わらず

変更点②

⇒本年3月までに創業した事業者を対象に拡大
給付上限:法人200万円 個人100万円

- ・前年所得と比較できないため対象外とされた新規事業者を救済するため
- ・要件は3月までの平均事業収入と比較して50%以上減少していること

- ・ 給与所得のフリーランスが適用をうけるためには、源泉徴収票などで事業性の証明が必要



V 特別家賃支援給付金

V 特別家賃支援給付金

令和2年度第2次補正予算案の成立が前提

【給付対象】

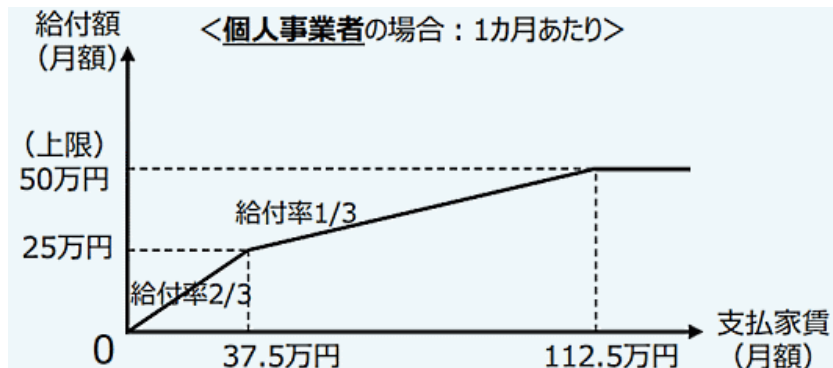
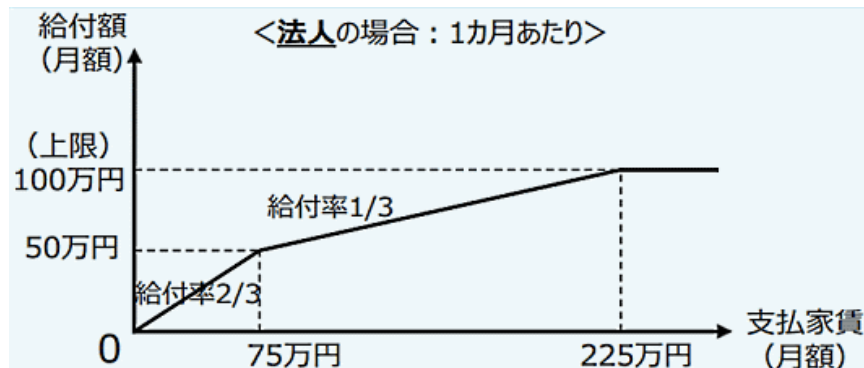
令和2年5月～12月において、以下のいずれかに該当する者

- ① 単月の売上が前年同月比50%減(持続化給付金と同様の基準)
- ② 連続する3ヶ月の売上が前年同期比30%減

【給付額】

申請時の直近の支払い家賃(月額)に基づき算出される給付額(月額)の6ヶ月分を支給

	中堅・中小企業(法人)	個人事業主
店舗1つ	給付上限 50万円/月 給付率 2/3	給付上限 25万円/月 給付率 2/3
店舗複数	給付上限 100万円/月 給付率 1/3	給付上限 50万円/月 給付率 1/3



V 家賃支援給付金

2020年度第2次補正予算案の成立が前提

【法人の場合】 上限:6ヶ月最大600万円

※家賃が250万円の場合

75万円までの部分: $75 \times 2/3 = 50$ 万円

75万円～225万円までの部分: $(225-75) \times 1/3 = 50$ 万円

合計: 月額100万円(店舗が1つの場合は月額50万円) × 6ヶ月

→ 店舗複数の場合
受給可能

【個人事業者の場合】 上限:6ヶ月最大300万円

※家賃が120万円の場合

37.5万円までの部分: $37.5 \times 2/3 = 25$ 万円

37.5万円～112.5万円までの部分: $(112.5-37.5) \times 1/3 = 25$ 万円

合計: 月額50万円(店舗が1つの場合は月額25万円) × 6ヶ月

→ 店舗複数の場合
受給可能

- 申請にあたり、売上の減少要件は持続化給付金と同様だが、賃貸借契約書の確認が必要となる
- 上記予算案は6月17日までの成立を目指している



VI 雇用調整助成金

VI 雇用調整助成金

特例措置の主要なポイント

助成内容のポイント	中小企業	大企業
①休業を実施した場合の休業手当または教育訓練を実施した場合の賃金相当額の助成(※1, 2)	助成率	
新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主	4/5	2/3
新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主で、かつ、解雇等をしていないなど上乗せの要件(※3, 4)を満たす事業主	9/10	3/4
②教育訓練を実施したときの加算	加算額	
教育訓練が必要な被保険者の方に、教育訓練(自宅でインターネット等を用いた教育訓練含む)を実施※5	2,400円	1,800円
③支給限度日数	限度日数	
通常時	1年間で100日	
緊急対応期間	上記限度日数とは別枠で利用可能	
④雇用保険被保険者でない方	助成率	
雇用保険被保険者でない方を休業させる場合	上記①の助成率と同じ	

令和2年4月1日から令和2年6月30日まで(緊急対応期間)の休業等に適用されます。

VI 雇用調整助成金

特例措置の主要なポイント

【特例措置の内容】 ※下線が令和2年4月1日から拡大

○助成内容・対象の大幅な拡充

※令和2年4月1日から令和2年6月30日までの休業等に適用

- ① 休業手当に対する助成率を引き上げ（中小企業4/5、大企業2/3）
- ② 解雇等行わない場合、助成率の上乗せ（中小企業9/10、大企業3/4）
- ③ 教育訓練を実施した場合の加算額の引き上げ
（中小企業2,400円、大企業1,800円）
- ④ 新規学卒者など、雇用保険被保険者として継続して雇用された期間が6か月未満の労働者も助成対象
- ⑤ 1年間に100日の支給限度日数とは別枠で利用可能
- ⑥ 雇用保険被保険者でない労働者の休業も対象に

○受給要件の更なる緩和

※休業等の初日が令和2年1月24日以降のものに遡って適用

- 助成率→中小企業：4/5（解雇等ない場合9/10）
→大企業2/3（解雇等ない場合3/4）
- 休業等の初日が令和2年1月24日以降遡って適用

VI 雇用調整助成金

特例措置の更なる拡大

【特例措置の内容 1】

※ 1 令和2年4月8日以降の期間を含む支給単位期間に遡って適用

※ 2 対象労働者1人1日当たり8,330円が上限

拡充 1. 中小企業が都道府県知事からの休業要請を受ける等、一定の要件を満たす場合は、休業手当全体の助成率を特例的に100%とします。

休業等要請を受けた中小企業が解雇等を行わず雇用を維持している場合であって、下記の要件を満たす場合には、休業手当全体の助成率を特例的に100%とします。

- 新型インフルエンザ等対策特別措置法等に基づき都道府県知事が行う要請により、休業又は営業時間の短縮を求められた対象施設を運営する事業主であって、これに協力して休業等を行っていること
- 以下のいずれかに該当する手当を支払っていること
 1. 労働者の休業に対して100%の休業手当を支払っていること
 2. 上限額(8,330円)以上の休業手当を支払っていること（支払率が60%以上の場合に限る）

※ 教育訓練を行わせた場合も同様

• 助成率100%

拡充 2. 1に該当しない場合であっても、中小企業が解雇等を行わず雇用を維持し、賃金の60%を超えて休業手当を支給する場合、60%を超える部分に係る助成率を特例的に100%にします。

• 助成率最大94%

出典：経済産業省「新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ p.44」一部抜粋

VI 雇用調整助成金

特例措置の更なる拡大②

※日額と緊急対応期間の変更は令和2年度第2次補正予算案の成立が前提となります。

日額の上限変更

日額上限を1万5千円へ引き上げの方向へ(現行は8,330円)

緊急対応期間の変更

令和2年4月1日から令和2年6月30日までとされている緊急対応期間が 9月30日まで延長の方向へ

手続等の簡略化

令和2年5月19日以降に行う支給申請から使用可能
(令和2年5月18日以前の休業等に関する申請にも使えます)

- 1.小規模事業主(概ね従業員20人以下)については「実際に支払った休業手当額」から簡易に助成額を算定
※助成額＝「実際に支払った休業手当額」×「助成率」
- 2.初回を含む休業等計画届の提出が不要に
- 3.「労働保険確定保険料申告書」だけでなく、「源泉所得税」の納付書を用いて一人当たりの平均賃金額を算定できるように
- 4.「所定労働日数」の算定方法を簡略化

休業者への直接給付

	雇用調整助成金	新制度
受け取る人	企業	従業員
支給までの期間	2週間～2か月程度	1週間程度の見込み
受取額	平均賃金の6割～10割	平均賃金の8割程度の見込み



VII 感染拡大防止協力金 東京都 第2弾

VII 感染拡大防止協力金 東京都 第2弾

主な内容

支給対象

5月7日から5月25日までの緊急事態措置期間において、都の要請や協力依頼に応じて、店舗・施設の使用停止に全面的に協力いただける中小の事業者です。

受付期間

令和2年6月17日(水)～7月17日(金)です。
第1回の受付期限は6月15日(月)までです。

支給額

第1回と同様、50万円(2つ以上の店舗・施設で休業等に取り組む事業者は100万円)です。

重複適用

第1回の受給を受けていても、第2回の申請が可能です。

提出書類

申請する店舗・施設が第1回と同じ方については、提出書類を簡素化する予定です。



Ⅷ 参考URL

VIII 参考URL

経済産業省	持続化給付金に関するお知らせ	https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/kyufukin.pdf
	新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ	https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/pamphlet.pdf
関東 経済産業局	サプライチェーン対策のための国内投資促進事業費補助金のチラシ	https://www.kanto.meti.go.jp/seisaku/kigyoricchi/data/kokunairicchi_chirashi.pdf
	令和2年度補正予算の事業概要（PR資料）	https://www.kanto.meti.go.jp/kansensho/data/200407_coronavirus_hosei_pr.pdf
厚生労働省	新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ雇用調整助成金の特例を拡充します	https://www.mhlw.go.jp/content/000620879.pdf
その他	一般社団法人環境パートナーシップ会議 サプライチェーン対策のための国内投資促進事業費補助金に係る概要説明資料	https://epc.or.jp/wp-content/uploads/2020/05/supplychain_gaiyo_03.pdf
	一般社団法人環境パートナーシップ会議 サプライチェーン対策のための国内投資促進事業費補助金に係る公募要領	https://epc.or.jp/wp-content/uploads/2020/05/supplychain_koboyoryo_02.pdf
	一般社団法人サービスデザイン推進協議会 IT導入補助金2020【特別枠】公募要領	https://www.it-hojo.jp/r01/doc/pdf/R1_application_guidelines_second_tokubetsuwaku.pdf



税理士法人渡邊芳樹事務所

【赤坂本部】

〒107-0052

東京都港区赤坂7-6-15

赤坂ロイヤルビル501

TEL:03-5575-8270

FAX:03-5575-8271

【麴町オフィス】

〒102-0083

東京都千代田区麴町4-1

麴町ダイヤモンドビル11F

TEL:03-6630-8555

FAX:03-3230-8620

【大阪オフィス】

〒541-0048

大阪府大阪市中央区瓦町2-4-7

新瓦町ビル7F

TEL:06-6227-6887

FAX:06-6227-6888

URL: <https://www.crowe.com/jp/about-us/our-office/tax>

グループ会社:株式会社キャピタル・ストラテジー・コンサルティング